

公文書は国民みんなの財産

年金問題でもいい、郵政民営化でも記録していなかったり、記録して
もいい、政策がどう決まったか、とも担当者が処分していたりというこ
うい議論があったかを同時代の国とが少なくない。散逸してしまうこ
民だけではなく、将来の国民にも説明も少しばしばだ。

明でできるようにしておくのは、民主 官房長官の私的懇談会「公文書等
主義社会の重要なルールである。

だが、日本の場合、後世への説明 責任を果たしているかというこ
かにも不十分だ。政策に関する情報 策の質、さらに国の針路を左右しか

ねない重大問題だからだ。

「公文書の管理・保存」というと、
政府内部の話ではないかと思いがち
だが、実はそうではない。公文書は
政策に関する情報の記録と考えた方
がいいだろう。その管理や保存は広
く国民生活に影響を与える問題な
のである。その意味で公文書は国民み
んなの財産と言わなければならない。

日本にも国立公文書館があり、各
省庁からの公文書が管理、保存され
ている。とはいえず、どの文書を移管
するかは実質的に担当省庁の判断に
委ねられるので、公文書館には期待
されたほどの文書が集まらない。公
文書館というより「古文書館」とい
う指摘もある。米国と日本の公文書
館スタッフの数には五十対一以上の
開きがあり、これひとつとっても、

公文書管理・保存に取り組む姿勢が
いかに違うかが分かるであろう。

懇談会報告のポイントは、公文書
の記録、移管、管理、保存、公開の
各段階で各省庁の恣意(しい)性を
排除し、明確で分かりやすいルール
を設けるところにある。政策決定に
関する記録を義務付け、勝手に破棄
したり、出し渋りをしたりさせな
い仕組みをつくることである。その
ための新法も視野に入れている。

これは、政府の活動にかかわる重
要な構造改革である。実現すれば官
僚にはより強い緊張感が求められよ
う。政策の質も高まる理屈だ。改革
には官僚の強い抵抗が予想され、各
界の息の長い取り組みが必要だろ
う。国の将来をどう設計するかが問
われているという認識を持ちたい。